

## はりまや橋西景観形成重点地区 整備基準チェックリスト

整備基準の各項目について、どのような配慮を行ったのか記入してください。

区分	街並みのデザイン要素	A地区 (別図の区域)	B地区基準 (別図の区域)	配慮した点、工夫した点をご記入ください
① 敷地・用途	ア 敷地・建物の規模		・今の敷地形態から、少しでもゆとりある空間をとるよう配慮する。	
			・建て替えや改修の際でも、協調建て替えを行うなど空間としてのまとまりを生み出す。	
	イ 有効空地の確保		・建て替えのときには、公園に面して壁面を後退したり通り抜け通路を確保するなどして、まちにゆとりとコミュニケーションの場を提供する。	
			・ゆとりの空間には緑化や‘あそび’を創出し、歩いて楽しいまちをつくる。	
	ウ 建物用途・利用形態		・1階部分は商業地にふさわしい、にぎわいを生み出す店舗を配置し、公園側からの出入りが可能な建物形態とする。	
			・公園を歩く人にも店のにぎわいが感じられるよう、出入り口やショーウィンドーを開放的なものにする。	
		・上層部には居住機能を配置し、住む人もまちを歩く人も、心地よくなれる雰囲気づくりに努める。		
② 建物	エ 高さ・階高		・建物の高さや階高は、街並みの美しさを損なわないよう配慮する。	
	オ 形態・ファサード		・“大正ロマン”を街並みのイメージとして感じられるような、まとまりのある雰囲気を生む表情づくりに努める。	
	カ 色彩・素材		・良質で耐久性に優れた材料でしあげ、落ち着いた雰囲気を演出する。(外壁は石・レンガ張りを基本とし、できるだけ本物を使用する。)	
			・極端なデザインや色彩は避け、素材を活かしたシックで落ち着いたイメージで仕上げる。	
		・建物の色彩は、周辺エリア全体としてのまとまりを考慮して計画する。		
		・まちの“テーマカラー”をアクセントとして用いる。		

区分	街並みのデザイン要素		A地区 (別図の区域)	B地区基準 (別図の区域)	配慮した点、工夫した点をご記入ください	
③ 付 属 物	キ	建築設備		・建築設備は直接見えないように工夫して設置する。		
	ク	自動販売機		・街並みのイメージを考慮し、できるだけ設置しない。(ただし、街並みのイメージを壊さない配慮がなされているものについては設置可能とする。)		
	ケ	広告物	共通事項		・公園にはみださない形態とする。	
					・街並みや店のイメージを高めるようなデザインとする。	
					・建物や街並みと調和させ、できるだけ集約する。	
					・街並みの連続性を乱さないようにする。	
		屋上広告物		・建物一棟に一カ所とする。		
				・広告物を支持する支柱等は見えない工夫をする。		
				・自己用に表示するものを原則とする。		
				・公園北側は原則的に設置しない。		
		突出広告板		・ファサードに一カ所とする。		
				・突き出し幅は、取り付け面から1m以内とする。		
		壁面広告物		・ファサードに一カ所とする。		
		窓面広告物		・ガラス面などへの設置は、3階以上には行わない。		
独立広告物		・集合化に努める。				
		・街並みの全体イメージと調和したデザインとする。				
④ そ の 他	コ	植栽		・建物低層部やオープンスペース、バルコニー、窓辺等には積極的に緑を生み出す。		
	サ	夜景		・ショーウィンドーやオープンスペースはライトアップなどにより通りに魅力を与えること。		
	シ	維持管理		・だれもが快適さを感じるように、街並みの維持管理に努める。		